

(2) 報告を求める事項の変更等

ア 社会教育行政調査票等

(ア) 教育委員会事務局の社会教育関係職員数

【変更の概要】

都道府県又は市町村教育委員会事務局の職員として発令されている者のうち、社会教育関係の職員数を把握する調査項目において、現行では「課長」の内数として「社会教育主事」の発令者の人数のみを把握しているが、これについて「課長」の内数として「社会教育主事の資格を有する者」の人数に係る把握事項を追加し、更にその内数として社会教育主事の「発令者」の人数を把握する形に変更する。

また、当該調査項目における「その他の職員（事務職員等）」について、その内数として「社会教育主事の資格を有する職員」の人数を把握するための事項を追加する。

変 更 案			現 行		
区 分		課 長	社会教育 主 事	社会教育 主 事 補	派遣社会 教育主事
			うち社会教育主事の資格を有する者	うち社会教育主事の資格を有する者	うち社会教育主事の資格を有する者
社会教育担当	専 任	男			
	女				
兼 任	男				
	女				
非常勤	男				
	女				
社会体育担当	専 任	男			
	女				
兼 任	男				
	女				
非常勤	男				
	女				
社会教育・ 社会体育担当	専 任	男			
	女				
兼 任	男				
	女				
非常勤	男				
	女				

[新旧対照表：I - 1 ページ]

【審査結果】

社会教育主事は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 2^(注1) の規定に基づき、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職員である。

平成 20 年 2 月 19 日の中央教育審議会答申の中で、社会教育主事が果たす役割の重要性が指摘されている^(注2) ものの、近年の地方公共団体の行財政改革による人件費の削減や市町村合併による市町村数の減少といった状況の中、社会教育主事の発令者数については、平成 17 年度に 4,119 人であったが、23 年度には 2,518 人へと約 4 割減少している^(注3)。

このような中で、本件変更は、社会教育行政における専門性の確保の観点から、例えば、社会教育主事の資格^(注4) を有する者の数を把握することにより、社会教育主事の資格を有す

る者の任用や職員の資格取得を推進^(注5)するに当たり、本調査項目による調査結果を指標として用いることができるなど、教育委員会における社会教育活動の充実を図る施策の立案に資するデータを把握することから、適当であると考える。

(注1) 社会教育法(抄)

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(注2) 平成20年2月19日の中央教育審議会答申(新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について~知の循環型社会の構築を目指して~(答申))において「社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている」等とされている。

(注3) 本調査の結果によると、社会教育主事の発令者数は、平成17年度4,119人、20年度3,004人、23年度2,518人である。

(注4) 社会教育主事の資格については、社会教育法第9条の4において、次の①～④のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有するとされている。

- ① 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育法第9条の4第1号イ～ハに掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、同法第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- ② 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育法第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- ③ 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、社会教育法第9条の4第1号イ～ハに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
- ④ 社会教育法第9条の5の規定による社会教育主事の講習を修了した者(上記①及び②に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について上記①～③に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(注5) 社会教育主事の資格を有する者の任用や、職員の資格取得を推進するための施策として、社会教育主事の役割や職務に関する認知度を上げるために、地方公共団体に対し社会教育主事制度の周知活動を行うことや、社会教育主事講習について、受講者の属性、知識、経験等に応じた多様なカリキュラムを提供するため、その講習内容・方法の工夫を行うことが考えられている。

ア 社会教育行政調査票等

(イ) 社会教育委員数

【変更の概要】

社会教育法第15条第1項^(注1)の規定に基づいて置かれた社会教育委員の数を把握する調査項目において、現行では、「①学校教育関係者」、「②社会教育関係者」、「③家庭教育の向上に資する活動を行う者」及び「④学識経験者」の区分に応じて人数を把握しているが、これらの区分に「⑤その他条例で定める者」を追加する。

変 更 案			現 行		
区 分	男	女	区 分	男	女
① 学校教育関係者			① 学校教育関係者		
② 社会教育関係者			② 社会教育関係者		
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者			③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者		
④ 学識経験者			④ 学識経験者		
⑤ その他条例で定める者			うち、青少年に関する事項について指導助言する者		
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者					

[新旧対照表：I - 1 ページ]

【審査結果】

社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言等を行う者であり（社会教育法第17条）、都道府県等教育委員会からの委嘱により、都道府県及び市町村に置くことができる」とされている（社会教育法第15条）。

社会教育委員の委嘱の基準については、前回調査時点においては、社会教育法第15条第2項の規定により「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する」とされていた。

しかし、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号。平成26年4月1日施行）により、社会教育法の一部改正が行われ、これまで同法で定めていた上述の社会教育委員の委嘱の基準が削除されるとともに、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準（従前の社会教育法の規定と同様、社会教育委員は、①学校教育関係者、②社会教育関係者、③家庭教育の向上に資する活動を行う者及び④学識経験者の中から教育委員会が委嘱することとするというもの）を参照して地方公共団体の条例で定めることとされた^{(注1)及び(注2)}。

こうしたことから、地方公共団体の条例により、従前からの学校教育関係者等以外の者も社会教育委員に委嘱することが可能となったことから、その実態を把握するために社会教育委員の構成に関する設問の区分を追加することとしている。

これについては、文部科学省令で定める基準を参照して定められた条例による基準を含め、どのような基準に基づき、社会教育委員が委嘱されているのかについての実態を正確に把握

することにより、委員の構成や委嘱内容についての整備・充実といった社会教育委員制度の改正の検討や、文部科学省から地方公共団体への適切な指導・助言等^(注3)の支援に資するデータを把握するものであることから、適當であると考える。

(注1) 社会教育法(抄)

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(注2) 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成23年文部科学省令第42号)(抄)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(注3) 社会教育委員制度の改正の際には、各地方公共団体に対し、文部科学省から通知等により必要な指導・助言が行われている。

例えば、平成13年度に社会教育委員の委嘱基準に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を追加した際の通知では、改正の趣旨に加え、「各教育委員会においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に委嘱し、これらの者の意見を積極的に家庭教育の向上のための諸施策に反映させるよう努めること。そのためにも、社会教育委員の会議等を活性化し、各種審議、提言活動、調査研究等をこれまで以上に積極的に行っていくよう努めること」との指導が行われている。

ア 社会教育行政調査票等

(ウ) 社会教育関係指導員数

【変更の概要】

教育委員会が委嘱している社会教育関係指導員の数を把握する調査項目において、現行では「体育指導委員」とされている区分について、「スポーツ推進委員」と改める。

変 更 案			現 行				
区 分		男	女	区 分		男	女
(1) 社会教育指導員				(1) 社会教育指導員			
(2) スポーツ推進委員				(2) 体育指導委員			
(3)各種指導員	実人数			(3)各種指導員	実人数		
	① 青少年教育関係				① 青少年教育関係		
	② 女性教育関係				② 女性教育関係		
	③ 家庭教育関係				③ 家庭教育関係		
	④ 社会体育関係				④ 社会体育関係		
	⑤ その他				⑤ その他		

[新旧対照表：I - 2 ページ]

【審査結果】

従前、市町村においては、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員として、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、「体育指導委員」が委嘱されていた^(注2)。しかし、平成 23 年 8 月にスポーツ振興法の全部を改正したスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が施行され、上述の役割及びスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行う非常勤職員として、同法第 32 条第 1 項の規定に基づき、「スポーツ推進委員」が委嘱されることとなった^(注1)。

本件変更は、上述の法令改正に伴い、社会教育関係指導員の数を把握する調査項目の区分に係る表記を形式的に変更するものであり、適当であると考える。

(注 1) スポーツ基本法（抄）

（スポーツ推進委員）

第 32 条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

(注2) スポーツ振興法（抄）

（体育指導委員）

第19条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

ア 社会教育行政調査票等

(工) 関係法人数

【変更の概要】

都道府県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置されている一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）の実法人数及び設置目的別法人数に関する調査事項を削除する。

変 更 案	現 行																																	
(削除)	<p>※ 都道府県教育委員会のみ記入します。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>一般社団法人</th><th>一般財団法人</th></tr></thead><tbody><tr><td>法人数(実法人数)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>生涯学習の振興</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会教育の振興</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会教育施設の運営</td><td></td><td></td></tr><tr><td>青少年の健全育成・青少年教育の振興</td><td></td><td></td></tr><tr><td>女性教育の振興</td><td></td><td></td></tr><tr><td>視聴覚教育の振興</td><td></td><td></td></tr><tr><td>社会通信教育の実施</td><td></td><td></td></tr><tr><td>技能審査の実施</td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>注:「一般社団法人」「一般財団法人」は、それぞれ「特例民法法人」を含みます。</p>	区分	一般社団法人	一般財団法人	法人数(実法人数)			生涯学習の振興			社会教育の振興			社会教育施設の運営			青少年の健全育成・青少年教育の振興			女性教育の振興			視聴覚教育の振興			社会通信教育の実施			技能審査の実施			そ の 他		
区分	一般社団法人	一般財団法人																																
法人数(実法人数)																																		
生涯学習の振興																																		
社会教育の振興																																		
社会教育施設の運営																																		
青少年の健全育成・青少年教育の振興																																		
女性教育の振興																																		
視聴覚教育の振興																																		
社会通信教育の実施																																		
技能審査の実施																																		
そ の 他																																		

[新旧対照表： I - 2 ページ]

【審査結果】

従前、民法で規定されていた社団法人又は財団法人については、改正前の民法第67条第1項の規定^(注1)により主務官庁（その行う事業が一の都道府県の区域内に限られるものについては、基本的には、主務官庁は都道府県）が監督を行うこととされていたため、都道府県において、所管する関係法人数を把握することが可能であった。

しかしながら、新たな公益法人への移行後は、一般社団法人及び一般財団法人については、従前のような主務官庁による監督は行われず、また、登記のみで設立することができるため、文部科学省は、都道府県において関係法人数を把握することが困難であり、仮に、今後も継続してこれを把握することとする場合、報告者負担が増加することが想定されるとしている^(注2)。

また、公益社団法人及び公益財団法人については、各都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施等が行われていることから、各都道府県において関係法人数を把握することが可能であるが、これらの法人から公益認定法等に基づいて都道府県に提出された事業報告等のデータは、新たな公益法人制度についての情報を提供するための国（内閣府）及び都道府県公式の総合情報サイトである「公益法人 information」においてデータベースとして整理されており、これにより、都道府県別・事業の種類別に法人数を把握することが可能である。

(論点)

- ① 新たな公益法人への移行後は、一般社団法人及び一般財団法人については、都道府県において関係法人数を把握することが困難となったとのことであるが、一般社団法人及び一般財団法人について関係法人数を把握するため別途、考えられる方法はないか。
- ② 関係法人数をこれまで把握してきた必要性を踏まえ、今後、一般社団法人及び一般財団法人について関係法人数が把握されなくなることは、やむを得ないか。

(注1) 民法(抄) ※平成18年法律第50号による改正前の規定

(法人の業務の監督)

第67条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

(注2) 移行期間中に新たな公益法人への移行登記を行っていない特例民法法人については、旧民法の社団法人又は財団法人と同様に取り扱うこととされており、主務官庁による監督が行われていたことから、都道府県において所管する関係法人数を把握可能であった。

ア 社会教育行政調査票等

(才) 情報提供方法

【変更の概要】

教育委員会における社会教育事業の実施状況に関し、一般の人々に対して行っている情報提供の方法を把握する調査項目における選択肢の表記について「情報システムネットワーク」を「情報ネットワーク」に、また、「ポスター・パンフレット」を「機関紙（パンフレット）等」に改める。

変 更 案	現 行
<p>7 情報提供方法(平成26年度間,複数回答可)</p> <p>1 情報ネットワーク 2 公共広報誌 3 機関紙(パンフレット)等</p>	<p>8 情報提供方法(平成22年度間,複数回答可)</p> <p>1 情報システムネットワーク 2 公共広報誌 3 ポスター・パンフレット</p>

[新旧対照表：I - 2ページ]

《同様の変更（「情報ネットワーク」への変更）》

社会教育行政調査票（3-3）	[新旧対照表：II - 1ページ]
公民館調査票	[新旧対照表：III - 4ページ]
図書館調査票	[新旧対照表：IV - 3ページ]
博物館調査票	[新旧対照表：V - 3ページ]
青少年教育施設調査票	[新旧対照表：VI - 2ページ]
女性教育施設調査票	[新旧対照表：VII - 2ページ]
体育施設調査票	[新旧対照表：VIII - 3ページ]
文化会館調査票	[新旧対照表：IX - 3ページ]
生涯学習センター調査票	[新旧対照表：X - 3ページ]

【審査結果】

現行の選択肢の一つである「情報システムネットワーク」は、インターネット等を利用して情報提供を行っているものについて報告を求める趣旨で設けられたものであるが、その中の「システム」との文言により、何らかの特段の情報システムが必要なものではないかとの誤解が生じるおそれがあると考えられたことから、本件変更により「システム」との文言を削除するものである。

また、「ポスター・パンフレット」という選択肢については、ポスター類の掲示やパンフレットの配布により情報提供を行っているものに報告を求める趣旨で設けられたものであるが、

- ① 当該選択肢の中には教育委員会が独自に作成した機関紙への掲載のケースも含まれるが、この点が、現行の表記では明確でないこと
- ② 本調査における他の調査票においては、当該選択肢に相当するものは「機関紙（パンフレット）等」とされていること

から変更するものである。

これらについては、報告者の誤解を防止し、報告の正確性の確保に資することから、適当であると考える。

ア 社会教育行政調査票等

(力) 指導者研修

【変更の概要】

社会教育の指導者を対象として実施した研修の実施件数及び参加者数を把握する調査項目において、現行では「行政職員対象（社会教育主事等）」、「施設職員対象（公民館主事等）」及び「有志指導者対象（民間団体等の指導者）」の区分ごとに把握しているが、これらの3区分を削除する。

変 更 案		現 行		
実施件数(件)	参加者数(人)	区 分	実施件数(件)	参加者数(人)
		行政職員対象(社会教育主事等)		
		施設職員対象(公民館主事等)		
		有志指導者対象(民間団体等の指導者)		

[新旧対照表：I - 2 ページ]

《同様の変更》生涯学習センター調査票

[新旧対照表：X - 3 ページ]

【審査結果】

現行の区分については、社会教育主事等の行政職員を対象とした研修は社会教育法第9条の6の規定に基づき^(注)、また、公民館の職員を対象とした研修は同法第28条の2の規定に基づき^(注)、それぞれ行われるものであるため、これらの区分に従って別々に把握することとし、さらに、研修の受講者の中には、実態として民間団体等の指導者も含まれていたため、これらの3区分に分けていたものである。

しかしながら、上記研修はこれらの3区分の職員等を対象に一括した形で実施されているのが実態であり、このため、これまで本調査事項についての報告は、報告者において便宜的にこれらの区分ごとに参加者数等を按分して報告しており、3区分別の実施件数等について正確な報告を求めることが困難であること及び報告者負担の軽減の観点から、34都道府県から当該記入項目の区分の統合について要望があったことも踏まえ、本件変更により3区分を統合するものである。

これについては、より実態に即した調査項目に変更するものであり、報告者負担の軽減を図ることあることから、適当であると考える。

(注) 社会教育法（抄）

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第9条の6　社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（公民館の職員の研修）

第28条の2　第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。